

みまきっこまんなか応援まちづくり事業「基本計画等策定業務」委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、みまきっこまんなか応援まちづくり事業「基本計画等策定業務」委託業者を選定するにあたり、最も適した提案を行った業者を選定するため実施する公募型プロポーザル方式による選定（以下「プロポーザル」という。）に関して、必要な手続きを定めるものとする。

2 概要

- (1) 業務名 みまきっこまんなか応援まちづくり事業「基本計画等策定業務」
- (2) 内容 別紙「みまきっこまんなか応援まちづくり事業「基本計画等策定業務」委託業者選定に係る公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年11月30日まで
- (4) 提案上限額 25,179,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
※上限額を超えた者は失格とする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 日程（予定）

項目	日程
実施の公示	令和7年1月22日（水）から
質問書提出期間	令和7年1月22日（水）から 令和7年1月27日（月）午後5時まで
質問回答公表	令和7年1月29日（水）午後5時まで
参加表明書提出	令和7年2月5日（水）午後5時まで
企画提案書等要請通知	令和7年2月10日（月）まで
辞退届締切	令和7年3月7日（金）午後5時まで
企画提案書等提出期限	令和7年3月12日（水）午後5時まで
プレゼンテーション実施通知	令和7年3月13日（木）
プレゼンテーション実施	令和7年3月19日（水）午後
審査結果の通知	令和7年3月下旬
契約	令和7年3月下旬（予定）

## 5 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

なお、契約締結の日までの当該要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

### (1) 基本的要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、公募開始日から業務提案書等提出期限の日までの間において、次の①から②までの基本的要件を全て満たす法人、個人事業主、団体もしくは研究機関等（以下「事業者」という。）により構成されたグループ、または単独の事業者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ②久御山町の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中でないこと。
- ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④久御山町暴力団排除条例（平成 25 年久御山町条例第 15 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等または暴力団密接関係者でないこと。
- ⑤消費税（地方消費税を含む。）及び町税の滞納がないこと。

### (2) グループの場合の留意点

複数の事業者による共同提案を行う場合は、次の事項に留意すること。

なお、グループの構成にあたり、本プロポーザルの参加時点で、共同企業体や特別目的会社等の組成を義務づけるものではない。

- ①代表者（幹事者）を定めること。
- ②1 事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

### (3) 事業者（グループの場合はいずれかの事業者）が満たすべき要件

- ①町の令和 7・8 年度久御山町競争入札等参加資格者名簿（設計・測量・建設コンサルタント等）に登録を予定する者。
- ②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士の資格を有する者を担当技術者として配置できること。
- ③過去 10 年間（平成 26 年度以降）において、同種または類似する業務に携わった実績があること。

## 6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）により次のとおり提出すること。

なお、質問は、提案書類の作成に関するものとし、審査に係る事項や他の提案者に関する事項は一切受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 令和7年1月22日(水)から  
令和7年1月27日(月)午後5時まで  
持参の場合 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 受付方法 「15 担当」宛てに電子メールまたは持参  
(電子メールの場合、担当メールアドレス宛に電子メールに添付して提出すること。なお、メール件名は【みまきっこまんなか応援まちづくりプロポーザル 質問書(事業者名)】とすること。)
- (3) 質問方式 様式第1号による。
- (4) 回答方法 質問書に対する回答は、質問者を公表せず、令和7年1月29日(水)午後5時までに電子メール、又はFAXにて全事業者(辞退者を除く。)に対して回答する。  
なお、質問に対する回答は、本要領及びその他提供資料の追加、又は修正と見なす。

## 7 参加表明書の提出方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を各1部提出すること。

### (1) 提出書類

#### ①参加表明書(様式第2号)

久御山町競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外の受託希望者は、参加表明書と併せ、自己を証明する書類として③の添付書類について、受付日の3箇月以内に発行されたものを各1部提出すること。

#### ②構成する事業者一覧(任意様式)(グループの場合)

#### ③添付書類(すべて写し可)

ア 登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項全部証明書)(法人の場合)、または印鑑登録証明書(個人の場合)

イ 町税の完納証明書(久御山町に納税義務のある場合)

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

税務署発行の「①国税通則法施行規則別紙第9号書式その3・②同規則別紙第9号書式その3の2・③同規則別紙第9号書式その3の3」のいずれか1枚を提出すること。※免税業者の場合でも提出すること。

エ 財務諸表又は決算報告書(任意様式)

直近1年間の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書を提出すること。

#### ④暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)

- (2) 提出方法 「15 担当」宛てに郵送又は持参  
(郵送の場合、提出期限までに必着)  
(持参の場合、午後 5 時以降及び閉庁日の受領はしない。)
- (3) 提出期限 令和 7 年 2 月 5 日 (水) 午後 5 時まで

## 8 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

5 (1)に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和 7 年 2 月 10 日 (月) までに選定結果通知書をメール、または F A X で通知する。

併せて、参加資格要件を有する者に企画提案書等の提出を要請する。

## 9 企画提案書等の提出

- (1) 提出方法 「15 担当」宛てに郵送又は持参  
(郵送の場合、提出期限までに必着)  
(持参の場合、午後 5 時以降及び閉庁日の受領はしない。)
- (2) 提出期限 令和 7 年 3 月 12 日 (水) 午後 5 時まで
- (3) 提出書類 提出書類は、次のとおりとし、①・⑤は正本 1 部②～④は正本 1 部、副本 5 部を提出し、副本については、応募者を特定できる名称・マーク等は墨消しすることとし、⑤の押印は不要とする。

### ①会社概要 (任意様式)

※会社概要を含むパンフレット等を当該様式の代わりとすることも可とする。

※グループの場合は各事業者について提出すること。

### ②各事業者の業務実績報告書 (任意様式)

過去 10 年間 (平成 26 年度以降) における同種または類似する業務実績を記載のこと。

### ③企画提案書 (任意様式) (A 4 10 枚以内・提案を補足する資料を除く)

次の事項について記載のこと。提案を補足する資料として参考パース等を添付してもよい。

ア 基本方針 (受託を希望する理由、業務の取組方針等)

イ 本業務の実施体制 (本業務の担当者とその業務内容、担当者の経歴等を記載)

ウ 「仕様書」に記載する「設計対話業務」「基本計画策定業務」実施のプロセス等

・ こどもや地域住民のニーズ把握の方策に関すること

・ 資料 2 から想定する施設規模等について

※「建築設計業務委託特記仕様書」記載の工事予定額は考慮し、敷地・施設の条件は、参考見積算出のために、仮に記載しているものであるため、考慮しなくてよい。

エ 「仕様書」に記載する「本格実施後の運営」実施のプロセス等

- ・運営体制の検討の方策に関すること
- ・資料2から想定する運営体制について

④業務工程表（任意様式）

⑤参考見積書（任意様式）

本業務の受託見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載のこと。  
積算内訳についても記載のこと。

設計・工事監理の費用については、木造平屋建て（建築面積130㎡）の拠点を新築した場合の金額とすること。

#### (4) 留意事項

- ア 企画提案書の提出後に、書類の追加及び修正並びに再提出は原則認めない。
- イ 企画提案書の内容は、提案者が概ね履行できる内容とすること。
- ウ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- エ 提案内容については、全ての項目をプレゼンテーションにて説明すること。

#### 10 辞退の方法

都合により企画提案書等の提出や選考の辞退を希望される場合は、令和7年3月7日（金）午後5時までに、「15 担当」宛てに郵送または持参にて辞退届（様式第4号）を提出すること。

なお、辞退した者は、辞退を理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

#### 11 審査概要

企画提案書等を提出した提案者について、企画提案書等の提出書類により選定するものとする。

##### (1) 審査委員会

審査は、別に定める要綱に基づき「みまきっこまんなか応援まちづくり基本計画策定等業務に係る提案書審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し行うものとする。

##### (2) プレゼンテーション

ア 実施日程 令和7年3月19日（水）午後

イ 実施場所 久御山町役場

ウ 出席者 出席者は5名以内とする。

エ 実施の順番 企画提案書の受付順とする。

オ 時間 45分以内とする。（説明30分、質疑応答15分）

提案書の内容にて説明すること。

なお、パワーポイント等で説明する場合、機器のセット等、準備時

間として10分程度別に設けることとする。

カ 準備用品 スクリーン・プロジェクターは町で用意する。

キ 留意事項 詳細な日程、会場等については、対象者に別途メールまたはFAXで通知することとする。

### (3) 審査・団体の選定

審査委員会は、別紙に定める評価項目、事業者選定基準（資料5）に記載の審査内容及び評価の視点に基づき適当と認められる団体を選定する。

なお、同一の点数が2者以上となった場合は、審査委員会のなかで総合的に判断し順位を決定する。

## 12 審査結果の報告及び団体の決定

(1) 審査委員会は、選定した委託事業者候補及び審査結果を町長へ報告するものとする。

(2) 町長は、審査委員会の報告に基づき委託事業者候補を特定するものとする。

(3) 町長は、委託事業者候補として特定した者（以下「特定事業者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定事業者」という。）に結果通知書により通知するものとする。

(4) 非特定事業者は、選定されなかった理由についての説明を求められるものとする。

なお、説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（様式任意）を持参して提出すること。

(5) 審査の経緯及び審査内容に対する異議の申し立て並びに自身の順位以外の評価内容に関しての問い合わせには応じないものとする。

## 13 契約内容の協議及び契約締結

### (1) 契約内容の協議

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、本町と特定事業者にて契約内容について協議を行うものとする。

特定事業者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合または特定事業者が失格となった場合には、審査結果が次点の提案者を改めて委託事業者候補として特定し、協議を行うものとする。

### (2) 契約締結

契約内容の協議について、両者が合意に至った場合は、速やかに契約を締結する。

## 14 その他の留意事項

(1) 提案者が、次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに係る提案を行うことができないものとし、既に提出された企画提案書等は無効とする。

- ア 「5 参加資格」に規定する参加資格を満たさないこととなった場合
  - イ 必要書類を提出期限までに提出しない場合
  - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - エ 本プロポーザルに関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
- (2) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
  - (3) 本プロポーザルに要する書類作成等の費用はすべて提案者の負担とする。
  - (4) 本プロポーザルに係る選定事業者以外の提案者名及び審査委員名は原則非公開とする。
  - (5) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

## 15 担当

- (1) 担当部署：久御山町民生部子育て支援課
- (2) 住所：〒613-8585  
京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地
- (3) 電話番号：075-631-9904
- (4) 電子メール：kosodate@town.kumiyama.lg.jp
- (5) 担当者：佐野、松井